

都市計画税の課税再開について

1 都市計画税とは（地方税法第702条）

- ・都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために市町村が課税する目的税
- ・市街化区域内にある土地・建物を所有する方に課税
- ・制限税率0.3%

2 高根沢町における都市計画税の経緯

- ① 昭和43年3月 高根沢町都市計画条例の制定・公布（税率は、0.15%）
- ② 昭和44年度 課税開始
- ③ 令和3年9月第409回議会定例会にて「高根沢町都市計画税条例の一部改正について」
「令和4年度から令和7年度までの各年度分の都市計画税に限り、これを課さない」としました。

3 都市計画事業費の推移

決算附属書にて、毎年「都市計画に要する主要な事業」を公表しています。

- ・令和3年度 564,982千円（うち一般財源 480,275千円）（決算附属書より） 都市計画税 127,006千円
- ・令和4年度 645,825千円（うち一般財源 573,979千円）（ ） 都市計画税課税停止
- ・令和5年度 461,639千円（うち一般財源 461,639千円）（ ） //
- ・令和6年度 537,169千円（うち一般財源 466,195千円）（ ） //

※都市計画税を停止している間も、都市計画事業は継続して行われております。

参考まで、令和6年度は、以下の事業を実施しました。

- ・宝積寺西通り整備事業費 70,983千円（うち一般財源 9千円）
- ・雨水対策事業費 11,107千円（うち一般財源 11,107千円）
- ・都市計画マスタープラン事業費 4,975千円（うち一般財源 4,975千円）
- ・【上下水道課】包括的業務委託事業費 9,808千円（うち一般財源 9,808千円）
- ・【上下水道課】下水道事業会計出資金 419,200千円（うち一般財源 419,200千円）
- ・ちよっ蔵広場及び宝積寺駅東西連絡通路指定管理委託事業費 18,038千円（うち一般財源 18,038千円）
- ・都市再生整備計画事業費 3,058千円（うち一般財源 3,058千円）
- ・合 計 537,169千円（うち一般財源 466,195千円）

4 課税停止の効果検証

「高根沢町地域経営計画 2016」及び「第 2 期高根沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、総合的な人口対策を講じてきました。

その一つとして、本町への移住定住に係るインセンティブを付与することにより、人口増加を目指す取組として課税停止を実施してきましたが、令和 4 年度から令和 6 年度まで、この 4 年間の人口増加は顕著なものとはなっていません。

<参考：本町の社会増減の状況_住民基本台帳より_①は日本人のみ_②は日本人+外国人>

	人口 (4.1)	前年比	転入者数	転出者数	社会増減 (A)	出生者数	死亡者数	自然増減 (B)	計 (A+B)
<u>R3 年度</u> (R3.4.1～R4.3.31) の動向	① 28,872	▲100	1,270	1,295	▲25	221	294	▲73	▲98
	② 29,247	▲127	1,342	1,392	▲50	225	295	▲70	▲120
<u>R4 年度</u> (R4.4.1～R5.3.31) の動向	① 28,574	▲298	1,150	1,295	▲145	193	354	▲161	▲306
	② 28,963	▲284	1,257	1,373	▲116	195	354	▲159	▲275
<u>R5 年度</u> (R5.4.1～R6.3.31) の動向	① 28,303	▲271	1,160	1,282	▲122	177	335	▲158	▲280
	② 28,758	▲205	1,320	1,372	▲52	178	337	▲159	▲211
<u>R6 年度</u> (R6.4.1～R7.3.31) の動向	① 28,203	▲100	1,281	1,237	44	197	343	▲146	▲102
	② 28,711	▲47	1,448	1,342	106	198	345	▲147	▲41

5 都市計画税の額

直近の数字では、令和3年度決算において、1億2,700万6,863円となっています。

6 今後の都市計画事業

現在策定中である「高根沢町地域経営計画2026」においては、わが国全体の少子高齢化の流れにおいて、本町の人口増を目指すことは極めて困難であるとの認識のもと、「人口減少が避けがたい状況にある中で、減少を最小限に止めていく」ための町政運営を推進することとしています。

一方、本町の市街化区域の目下の課題として、「雨水排水対策をはじめとした、都市計画施設の整備」や、「これまで整備してきた既存の都市施設の改修や更新」などが挙げられます。これらの課題を解決し、地域住民が安心して住み続けられる環境の整備を進める取組の安定的な財源として都市計画税を活用するため、令和8年度以降は、課税を再開したいと考えましたので、ご理解をお願いいたします。

また、都市計画税の用途についてはこれまで同様、決算附属書にて毎年「都市計画に要する主要な事業」を公表することで明らかにしていきます。